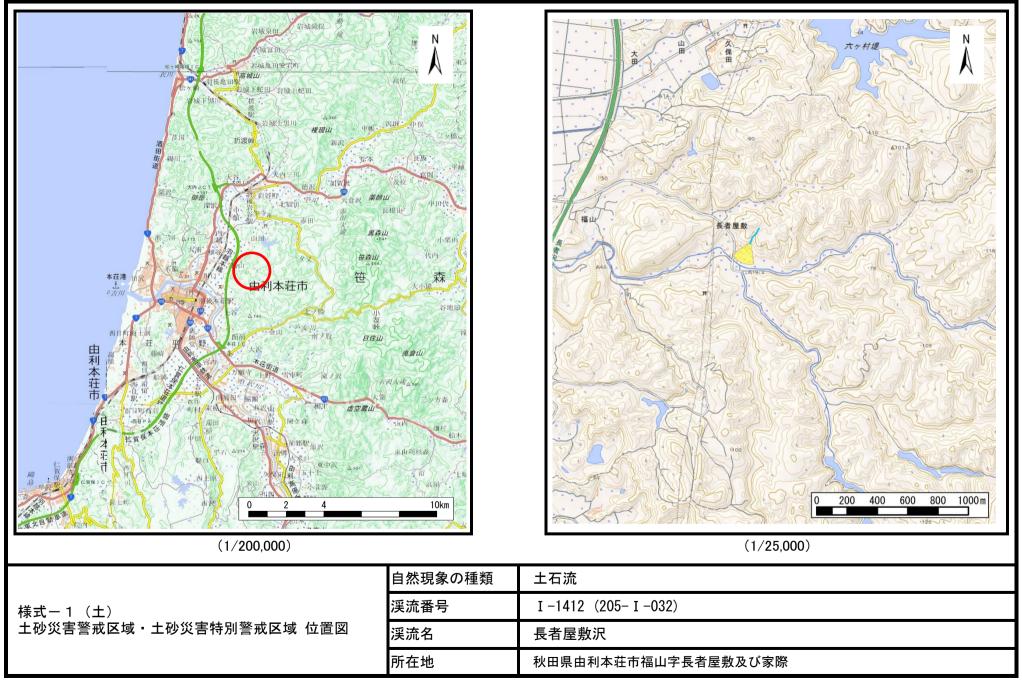
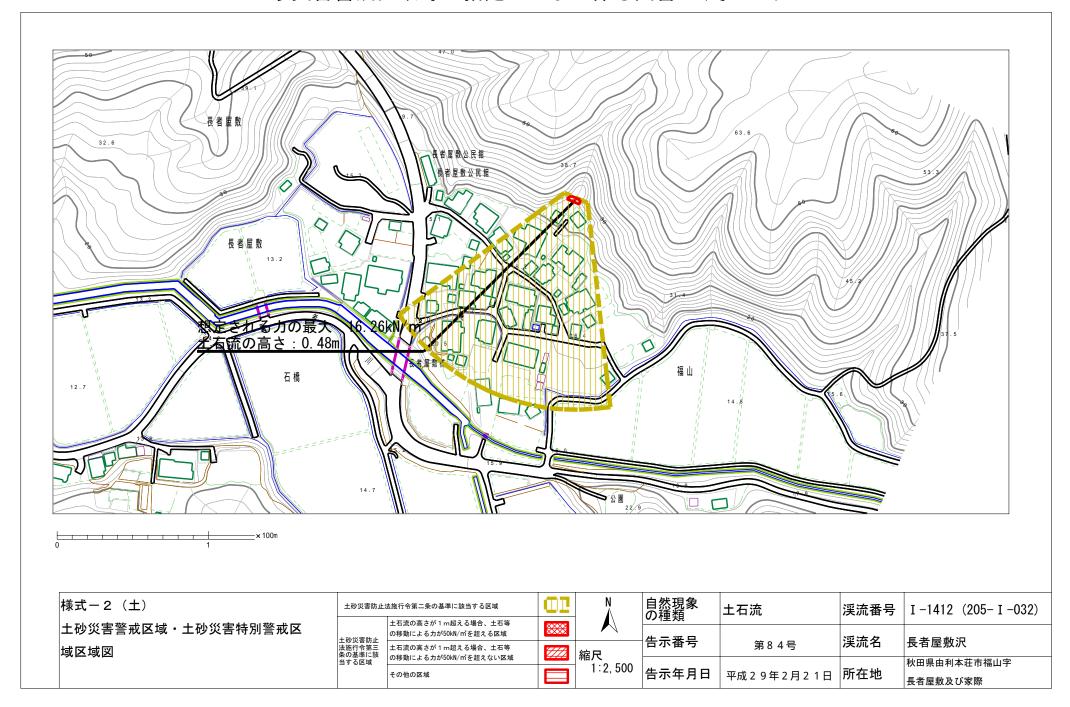
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書 (その1)

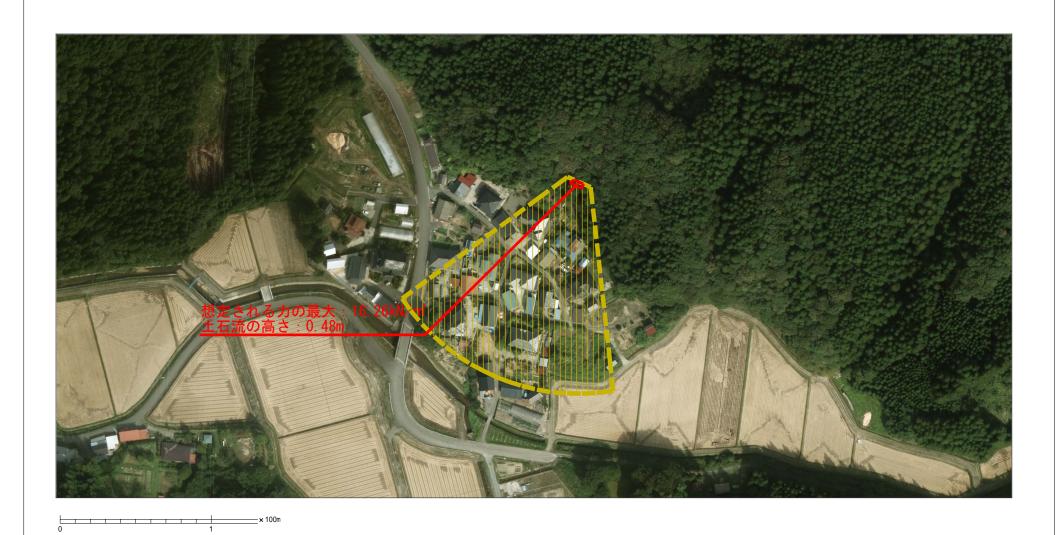


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平28情複、第200号)

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書 (その2)



参考資料 (その3)



参考資料	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		Œ	N	自然現象 の種類	土石流	渓流番号	I –1412 (205– I –032)
		土石流の高さが1m超える場合、土石等 の移動による力が50kN/㎡を超える区域			071至天只			
	土砂災害防止 法施行令第三	土石流の高さが1m超える場合、土石等		/ - -	告示番号	第84号	渓流名	長者屋敷沢
	条の基準に該 当する区域	の移動による力が50kN/㎡を超えない区域	444	縮尺				
		その他の区域		1:2,500	告示年月日	平成29年2月21日	HII 4+ 1311	秋田県由利本荘市福山字 長者屋敷及び家際

I -1412 (205- I -032)/長者屋敷沢

参	考	咨	北江
7	7	夂	ኅፕ

横断測線の区間	土石流の力(kN/m³)	土石流の高さ(m)	区分
0~1	16. 26	0. 48	R
1~2	11. 37	0. 36	Υ
2~3	10. 94	0. 36	Υ
3 ~ 4	7. 79	0. 31	Υ
4~ 5	6. 74	0. 29	Y
5 ~ 6	4. 97	0. 27	Υ
6 ~ 7	2. 48	0. 25	Y
7 ~ 8	1. 30	0. 27	Υ
8~9	0. 97	0. 30	Υ

横断測線の区間	土石流の力(kN/㎡)	土石流の高さ(m)	区分

凡例

	区分	
土砂災害防止法施行 (土砂災害防止法施	Υ	
土砂災害防止法施 行令第二条・第三 条の基準に該当す る区域	土石流の高さが1m超える場合、土石等の移動による力が50kN/㎡を超える区域	
	土石流の高さが1m超える場合、土石等の移動による力が50kN/㎡を超えない区域	
	その他の区域	R

※Rのみ、各区分における土石流の力(kN/m)及び土石流の高さ(m) の最大値を赤く図示している